

「人口戦略対策本部」の設置について

令和 6 年 8 月 1 日 全国知事会

1 趣 旨

我が国が直面する最大の危機とも言える人口減少問題に国・経済界・労働界・国民と一丸となって取り組み、我が国を衰退への道から発展への道へと導き、次の世代に持続可能で夢や希望を描くことができる未来を創っていくため、全国知事会に「人口戦略対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2 組織体制

- (1) 本部は、47 都道府県知事を構成員として組織する。
- (2) 本部に本部長を置き、構成知事の中から全国知事会会長が指名する。
- (3) 本部に副本部長を置き、全国知事会の常任委員会、特別委員会、本部、PT の長の中から本部長が指名する。副本部長は、本部長を補佐する。

<設置時の役員>

本部長	鳥取県（会長指名副会長）
副本部長	岩手県（農林商工常任委員長） 福島県（社会保障常任委員長） 新潟県（国土交通・観光常任委員長） 長野県（国民運動本部長） 愛知県（文教・スポーツ常任委員長） 滋賀県（子ども・子育て政策推進本部長） 広島県（地方分権推進特別委員長） 山口県（デジタル社会推進本部長） 愛媛県（地方創生・日本創造本部本部長） 宮崎県（地方税財政常任委員長）
本部員	本部長、副本部長を除く全都道府県知事を構成員とする。

3 今後の予定

- ・ 8 月 1 日 夏の全国知事会議において本部決議案を提案・採択
- ・ 以 降 本部会合、提言策定、要請活動等